

# 家庭の環境アクション推進事業実施要綱

(制定) 令和7年3月4日付6環気地第251号

## 第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、エネルギー小売事業者を介して行う都民の環境アクション（脱炭素に係る行動変容）の推進に資する新たなビジネスモデルを創出するために行う「家庭の環境アクション推進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

## 第2 本事業の概要

都は、エネルギー小売事業者が行う都民の環境アクション（脱炭素に係る行動変容）を推進する新たなビジネスモデル創出のための実証に必要な経費の一部を助成する。

## 第3 用語の定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 環境アクション 省エネルギー対策及び再生可能エネルギーへの転換に資する脱炭素型の行動変容（高効率機器や再生可能エネルギー設備の導入等のハード対策ではなく、行動科学の知見やAI・IoT等を活用したエネルギーマネジメントによるソフト対策を想定）
- 2 エネルギー小売事業者 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者（小売電気事業者又は登録ガス小売事業者等）

## 第4 本事業の具体的な内容

### 1 実証事業の選定、進捗管理及び効果検証

#### (1) 実証事業の選定

都は、エネルギー小売事業者が行う都民の環境アクション（脱炭素に係る行動変容）を推進するスタートアップの技術を活用等した新たなビジネスモデル創出のための実証事業を公募により選定する。

#### (2) 進捗管理

都は、(1)において選定された実証事業について、スケジュールどおりに進んでいるか適切に進捗管理を行うとともに、実証事業の質の向上に向けた取組を実施する。

#### (3) 効果検証等

都は、実証事業の選定時におけるビジネスモデルスキーム、CO2削減効果等の当初想定との乖離やその原因等について分析する効果検証を行うとともに、都内での早期社会実装に向けた課題抽出等を実施する。

### 2 実証に係る経費の助成

#### (1) 助成対象事業者

助成金の交付対象となる事業者は、エネルギー小売事業者であって、1(1)の公募に参加し、実証事業が採択された事業者等とする。

#### (2) 助成対象事業

助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、1（1）において採択された事業とする。

### （3）助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）のうち、次に掲げるものとする。

- ア 調査・設計費
- イ 設備費
- ウ 工事費
- エ 管理・運営費

### （4）助成金額

助成金の交付額は、都の予算の範囲内とし、助成対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、2（2）の助成対象事業につき、25,000,000円を上限額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

なお、助成対象経費について国又は他の地方公共団体から助成金の交付を受ける場合にあっては、あらかじめこれらを控除した額を助成対象経費とする。

## 第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。
- 2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。
  - （1）公社が本事業を実施するために造成する基金への出えん
  - （2）前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費への補助
  - （3）前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務
- 3 都は、公社に対し、本事業を実施するために必要な業務の実施を求める。

## 第6 予算措置

都は、次の各号に掲げる事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費への補助を行う。

- 1 公社は、本事業の実施に関し必要な事項について定める規程等（以下「規程等」という。）を制定すること。
- 2 公社は、規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

## 第7 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。そのうち、助成金交付事務は次のとおりとする。

- 1 本事業の助成金の交付に係る申請の受付は、令和7年度に行う。

2 本事業の助成金の交付は、令和7年度及び令和8年度に行う。

## **第8 その他必要な事項**

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和7年3月4日付6環気地第251号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。